

選ぶ眼、決める力

第24号

2023.3月

講師を派遣します

「消費者教育講座」

市内学校の児童・生徒を対象にした授業や行事等に、専門家の講師を派遣して消費者教育出前講座を行います。

講師

弁護士、司法書士、金融広報アドバイザー、e-ネットキャラバン専任講師、消費生活相談員など

テーマ

- 契約の基礎知識…売買契約の基本、契約が取り消しできる場合、クーリング・オフ制度など
- 金銭・金融教育…上手なお金の使い方、クレジットカードの仕組みと注意点など
- インターネットトラブルの被害にあわないために
…インターネットや携帯電話の安全安心な使い方、トラブルの予防と対策など
- 悪質商法の被害にあわないために
…若者が被害にあいやすい悪質商法の手口と対処法など

申込方法

実施日の2か月前までに「仙台市消費者教育講座申込書」に必要事項を記入してFAXでお申し込みください。(仙台市ホームページからダウンロードできます)



消費者教育教材をご活用ください!

◆消費者教育ウェブ教材「伊達学園」は、消費生活の基本的な知識やルール、トラブルにあった場合の対処方法などを学べる学習サイトです。タブレット端末にも対応し、授業や家庭学習で利用しやすくなっています。



◆小学校高学年向けコンテンツ「授業てござる!」は生活やお金の使い方についての考え方や賢い買い物の仕方について学ぶことができます。

仙台市オリジナル消費者教育教材

【小学生向け】

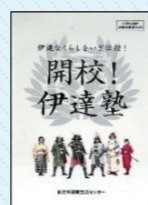


小学校低学年向け
ボードゲーム



小学5年生向け
デジタルリーフレット

【中学生向け】



DVD



中学1年生向け
パンフレット



中学3年生向け
パンフレット

ウェブ教材「伊達学園」に
新コンテンツを追加しました!



消費生活にまつわる様々な知識を、クイズで学ぶことができるコンテンツを作成しました。学校や家庭学習でご活用ください!

目次

- ◇令和3年度 青少年の消費者トラブル相談状況
- ◇成年年齢引下げ以降の相談状況
- ◇青少年に多いトラブル事例・トラブル防止のポイント
- ◇講師を派遣します「消費者教育講座」
- ◇消費者教材をご活用ください!
- ◇ウェブ教材「伊達学園」に新コンテンツを追加しました!



令和3年度

青少年の消費者トラブル相談状況

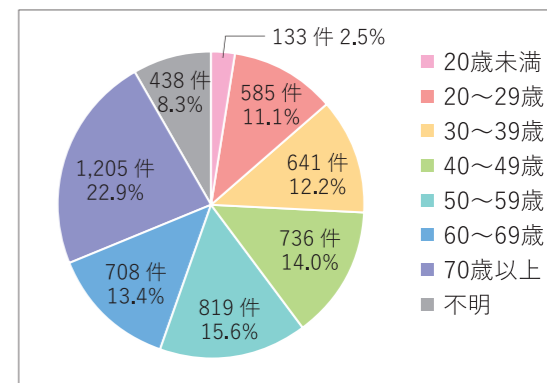
令和3年度に仙台市消費生活センターに寄せられた契約トラブルなどの相談は5,265件で、そのうち契約当事者が20歳未満の相談は133件(2.5%)でした。

契約当事者が小学生(6~12歳)・中学生(13~15歳)・高校生(16~18歳)の相談は98件で、前年度の119件と比べて約18%減少しました。内訳は、小学生28件(前年度21件)、中学生23件(前年度29件)、高校生47件(前年度69件)でした。

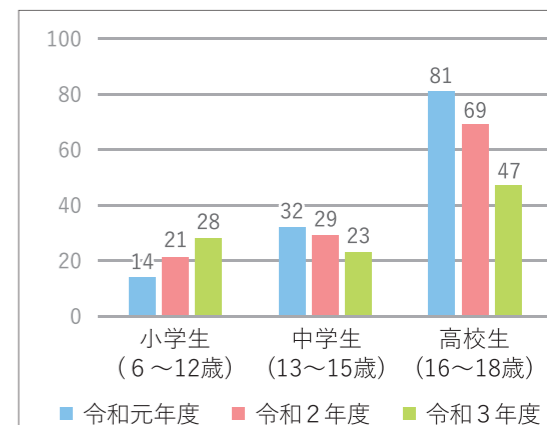
相談件数全体では前年度に比べて減少したものの、小学生の相談は令和元年度から倍増しており、トラブルの低年齢化が見られます。

商品・サービス別としては、インターネットゲームや化粧品などの定期購入といった、スマートフォン等の利用がきっかけのトラブルが増加しています。

【令和3年度 年代別の相談状況】



【契約当事者の年代別相談件数】



【年代別・商品及びサービス別順位】

	6~12歳	13~15歳	16~18歳
1	インターネットゲーム	他の化粧品	商品一般
2	商品一般	インターネットゲーム	他の化粧品
3	他の健康食品	アダルト情報	アダルト情報
4	基礎化粧品	商品一般	他の健康食品
5	鉄道サービス	他の調理食品	音響・映像ソフト



成年年齢引下げ以降の相談状況



令和4年4月1日から改正民法が施行され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。

若年層の消費者トラブルの増加が懸念される中、独立行政法人国民生活センターより、令和4年4月から10月までに全国の消費生活センターに寄せられた18歳・19歳の相談状況が発表されました。相談件数は5,108件で、昨年度の同時期と比較して259件(約5.3%)増加しています。

仙台市消費生活センターの同期間の相談件数は63件で、昨年度同時期と比べると30件増加しました。これは、昨年度1年間に寄せられた相談件数をすでに上回る状況となっています。

【契約当事者が18歳・19歳の年度別相談件数】

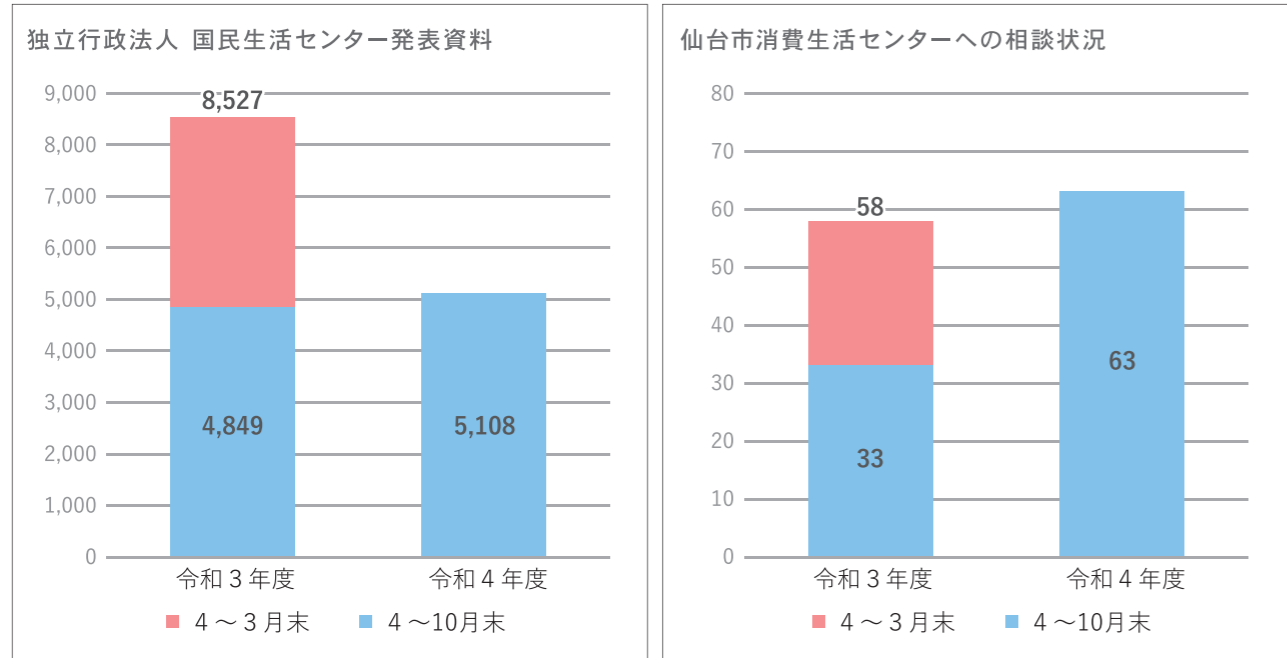


表1【年代別商品サービス別順位】 仙台市消費生活センター 2022年4～10月相談状況より

	6～12歳	13～15歳	16～18歳	19歳	20歳
1	インターネットゲーム	インターネットゲーム	エステティックサービス	エステティックサービス	エステティックサービス
2	アダルト情報	他の健康食品	他の化粧品 コンサート	異性交際関連サービス	他の内職・副業
3	歯科治療	アダルト情報 他の化粧品		ミネラルウォーター	異性交際関連サービス 不動産貸借
4	—	—	アダルト情報 インターネット接続回線	戸棚類 椅子類	—
5	—	商品一般	—	—	電気

表1を見ると、小学生、中学生の年代では「インターネットゲーム」に関する相談が上位で、そのほとんどが高額なゲーム課金のトラブルです。中学生、高校生の年代に見られる「他の健康食品」「他の化粧品」は、SNSなどの広告を見て1回だけのつもりでお試し価格の商品を注文したところ、複数回の購入が条件だったという定期購入の相談が多くなっています。

16歳以上で上位の「エステティックサービス」は男女問わず増加しており、勧められて契約したものの高額な支払いを続けられないため解約したいといった相談や、事業者の倒産に関連した相談も多く寄せられています。

20歳の相談では、1人暮らしなどがきっかけの「不動産貸借」や「電気」の契約トラブルやSNSの広告から、簡単にもうかると思って登録した副業サイトに関するトラブルなどが見られます。

青少年に多いトラブル事例



エステティックサービス

◆脱毛エステのお試し施術を受けにいったところ、「プレゼント付きで83回38万円のコース」を勧められ契約した。後になって、やはり高額なので回数の少ない安いコースに変更してほしいとエステ店に伝えたが断られ、もし解約するなら解約手数料とプレゼントした商品の代金の支払いが必要と言われた。お試し施術以外は受けていないのに、支払わなければならないのか。(18歳 女性)

出会い系サイト・アプリ

◆出会い系サイトで知り合った人とメッセージアプリでやり取りすることになった。少しすると、「スマホを機種変更してアプリが使えなくなった」と、別のサイトに誘導された。そのサイトでは、やり取りをしたり直接会ったりするにはポイントの購入が必要と言われ、約8万円分購入した。直接会うためポイントを使用して個人情報を交換しようとしたが、何度やっても受け取れず、ポイントがすぐになくなった。サクラではないかと疑い始めており、今まで支払った分を返金してほしい。(19歳 男性)

インターネット通販のトラブル

◆SNSの広告を見て、1回限りだと思い初回500円の脱毛クリームを注文したが、昨日2回目の商品が届いた。事業者を確認したところ、5回の定期購入となっており解約はできないと言われたが、5回分を合計すると25,000円の代金になり、支払えないので初回のみで解約したい。(18歳 男性)

トラブル防止のポイント



I. 広告や勧誘の言葉をうのみにしない

「お試し価格」「無料で体験」「簡単にもうかる」といった安さや気軽さなど、メリットのみを強調した広告や勧誘はすぐに信用しないようにしましょう。

II. 契約は慎重に検討する

契約する商品やサービスによっては、長期間の契約で支払総額が大きくなる場合もあります。契約時には、商品・サービスの内容、契約期間、支払総額をしっかりと確認し、納得した上で契約しましょう。急かされたり、強引に契約を迫られたりしても、契約内容がよくわからない、不安だと感じたらその場で契約せずきっぱりと断りましょう。また、「お金がない」と断ろうとしても、消費者金融や学生ローンからの借金やクレジットカードで支払うことを勧められる恐れがあります。必要がなければはっきりと断りましょう。

III. クーリング・オフや契約の取消しができる場合がある

トラブルにあっても、特定商取引法の訪問販売・電話勧誘販売・連鎖販売取引・特定継続的役務提供(エステや美容医療等)・業務提供誘引販売取引(内職商法等)に該当する契約はクーリング・オフ(無条件での契約解除)ができる場合があります。また、消費者契約法では、退去妨害や不安をおおる告知などの不当な勧誘により契約した場合は、後から契約を取り消すことができます。

IV. 少しでも不安に思ったら早めに相談する

18歳・19歳が成人となり、親などの同意がなくても自分で判断し、契約することができるようになりました。契約後でも、疑問に思ったり困ったりしたときは、一人で抱え込まず、早めに信頼できる人や消費生活センターに相談することが大切です。